

- 一 株式交換をする株式会社（以下、「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所
- 二 株式交換に際して発行しようとする株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- 三 株式交換完全子会社の株主（会社を除く。以下同じ。）に対する株式の割当てに関する事項
- 四 株式交換がその効力を生ずる日
- 五 株式交換に際して株式を発行しようとする理由
- 六 会社は、法第四十一条の規定により株式交換に際しての新株予約権の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての新株予約権の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 株式交換完全子会社の商号及び住所
- 二 株式交換に際して発行しようとする新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- 三 株式交換完全子会社の株主に対する新株予約権の割当てに関する事項
- 四 株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項
- イ 会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下、「株式交換契約新株予約権」という。）の内容
- ロ 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- 五 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の会社の新株予約権の割当てに関する事項
- 六 株式交換がその効力を生ずる日
- 七 株式交換に際して新株予約権を発行しようとする理由
- （新株予約権の行使により株式を発行した旨の届出）
- 第一条の三 会社は、法第四十二条の規定により株式を発行した旨を届け出ようとするときは、次の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 新株予約権につき、法第四十二条第一項の認可を受けた日
- 二 新株予約権の行使により発行した株式の種類及び数
- 三 新株予約権の行使に際して払込みをされた金額
- 四 新株予約権の行使により株式を発行した日
- 第五条の見出し中「利益の処分」を、「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改め、同条中「利益の処分」を、「剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。以下同じ。）の」に、「利益の総額」を、「剰余金の総額」に、「利益の処分」を、「剰余金の配当その他の剰余金の処分」に改める。
- 第六条第一項第一号中「承継する法人」の下に「又は分割により設立する法人」を加え、同条第二項第二号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割計画書」を「新設分割計画」に、「分割契約書の写し」を「吸収分割契約において定めた事項を記載した書類」に改め、同条第四号中「合併契約書」を「合併契約の締結」に、「分割計画書」を「新設分割計画の作成」に、「分割契約書の作成」を「吸収分割契約の締結」に改め、同条第五号中「承継する法人」の下に「若しくは分割により設立する法人」を加える。
- （独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）
- 第六十条 独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。
- 第十八条第一項第四号中「株式会社又は有限会社」を「又は株式会社」に改める。
- 附則第五条第一項中「、有限会社」を削る。

- （屋外広告物法施行規則の一部改正）
- 第六十一条 屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第三十号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第三号中「合名会社又は合資会社」を「持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）に、業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改める。
- （内航海運業報告規則の一部改正）
- 第六十二条 内航海運業報告規則（平成十七年国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。
- 第三条第一項の表中「営業概況報告書」を「事業概況報告書」に改める。
- 第一号様式中「味淋漬漬漬漬漬」を「味淋漬漬漬漬漬」に、「味淋漬漬漬漬漬」を「味淋漬漬漬漬漬」に、「資本」を「資本金」に、「資本」を「資本」に、「資本」を「資本」に改める。
- （国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）
- 第六十三条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
- 別表第二内航海運組合法の項中「第三十条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十四条第二項、及び、第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条第二項、第五十条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十四条第二項を削り、「商法第二百四十四条第二項及び同法第二百四十九条第一項」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第一項」に改め、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の項中「第八十一条において準用する商法第二百四十四条第一項及び第二項」を「第八十条の三（第九十二条第八項において準用する場合を含む。）」に改める。
- 別表第三内航海運組合法の項中「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十二條第二項」を「会社法第三百八十九條第四項」に改める。
- 別表第四内航海運組合法の項中「第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百四十九条第二項及び第二百六十七條第一項」を「第四十一条及び第五十五条（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項」に改める。
- （地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部改正）
- 第六十四条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。
- （平成十七年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。
- 第三条第二号中「又は有限会社」を削る。
- （都市鉄道等利便増進法施行規則の一部改正）
- 第六十五条 都市鉄道等利便増進法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。
- 第十一条第一項第八号イ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十七條」を「会社法平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項」に改め、同号ハ中「又は有限会社」及び「又は出資」を削る。
- （港湾運送事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
- 第六十六条 港湾運送事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。
- 第三条港湾運送事業報告規則（昭和五十三年運輸省令第十号）第一号様式の次に六様式を加える規定中「外開港州」を「開港州」に、「商法施行規則第三十條」を「会社法施行規則第三十條第一項」に、「商法施行規則第二十四條第一項又は第二十六條第一項」に規定する超過額及び商法施行規則第二十四條第